

平成22年11月12日

報道関係各位



保険調剤におけるポイントカードについて

社団法人日本薬剤師会（会長：児玉 孝）では、保険調剤におけるポイントカードについて、別紙のとおり、都道府県薬剤師会会長宛連絡しましたので、お知らせいたします。

お問合せ先：(社) 日本薬剤師会
副会長 山本 信夫
(事務局担当：森脇)
電話 03-3353-1170
FAX 03-3353-6270



日 薬 業 発 第 2 0 8 号
平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

保険調剤におけるポイントカードについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険診療および保険調剤に係る一部負担金につきましては、健康保険法第 74 条にて規定されているとおり、定められた金額を過不足無く、患者は支払いを行い、そして、保険医療機関・保険薬局はその支払いを受けることになっていきます。

そのため、薬局で顧客サービスの一環としてポイントカードを発行・活用している場合において、一部負担金の支払時に同カードのポイントを充てて減免することは一切認められていません。

しかし最近、一部負担金の支払時にポイントを充てて減免は行わないものの、一部負担金の支払分をポイント付与の対象とすることについて制限する規定がないとの理由から、一部負担金の支払時にポイントを付与するケースが散見されます。これは、厚生労働省が業界誌からの取材に対し、保険調剤の支払いに関して「ポイント付与について制限するものはない」と回答したと報じられたことによるものですが、一方、本会に対して厚生労働省からは、一部負担金の減免に当たると疑われるようなケースがあれば報告するよう求められています。

保険調剤の際のポイントカードの利用は、一部負担金の支払時に減免していないとはいえ、間接的もしくは結果的に減免となる可能性があるばかりではなく、かつて個別指導や共同指導などにおいて不適切であるとされてきた、過剰な景品類の提供という行為にも繋がりがねません。

そのため、従来から日本薬剤師会では、保険調剤に係る一部負担金の支払時にポイントを充てて減免することはもちろん、一部負担金の支払分をポイント付与の対象とすることは認められるものではないと理解しており、保険薬局の本来業務を考えれば不適切なサービス行為であると考えています。

本会としては、保険調剤を対象としたポイント付与および利用は一部負担金の減免に当たるという立場から、今後も引き続き厚生労働省と協議していく予定であり、保険薬局における健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう対応に努めていく所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。